

## 北海道平取町基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### （1）促進区域

設定する区域は、令和3年7月1日現在における北海道平取町の行政区域とする。面積は概ね74,309haである。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域を除く。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、その他環境保全上重要な地域は、本促進区域には存在しない。

（地図）



#### （2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

##### ①地理的条件

平取町は北海道日高振興局管内西端に位置し、面積743.09km<sup>2</sup>で、東西52.8km、南北41.1kmとやや三角形に似た地形で、日高山脈襟裳国定公園の幌尻岳をはじめとする山々に囲まれた内陸都市である。

当町には、アイヌの人々が古から集住し、アイヌ文化が色濃く残る二風谷地区を中心としたアイヌ文化施設が存在する。町を貫流する沙流川にそった狭隘な山間地に、先史時代から人々の生活の跡が残され、近現代においてもアイヌの伝統が息づく町として今日まで継承されている。

##### ②インフラの整備状況

道路については、町中心部を縦貫する国道237号が日高自動車道日高富川ICと接続しており、これを利用すれば、苫小牧市まで約60分、新千歳空港まで約70分、札幌市までは約

90 分で移動できる。

産業基盤としては、農業が基幹産業であるため、工業団地等は有していない。

### ③産業構造

経済センサスの従業員数集計から、当町の産業別人口の構成比は、第3次産業が66%を占め、次いで第2次産業の22%、第1次産業の12%となっている。

産業別人口構成では農業に従事する人口が12%であり、建設業や小売業よりも少ない割合となっているが、農業に関連する製造業やサービス関連への就業も多く、農業を中心とした就業構造となっており、基幹産業は農業といえる。

農業については、農業産出額は53.3億円、販売農家戸数は224戸、540人（2020年農業センサス）となっている。農業算出額のうち、野菜は27億円と半数を占め半数を占めており、次いで畜産20.5億円、米5.5億円となっている（令和元年市町村別農業産出額（推計）、2020年農林業センサス）。

当町は野菜のうちハウス栽培によるトマトの生産が大半を占め、また、畜産については和牛生産に力を入れている。なお、トマトについて道内の主要な産地であり、町内の多くの事業者がトマトや和牛肉を使用した加工品販売に携わっている。

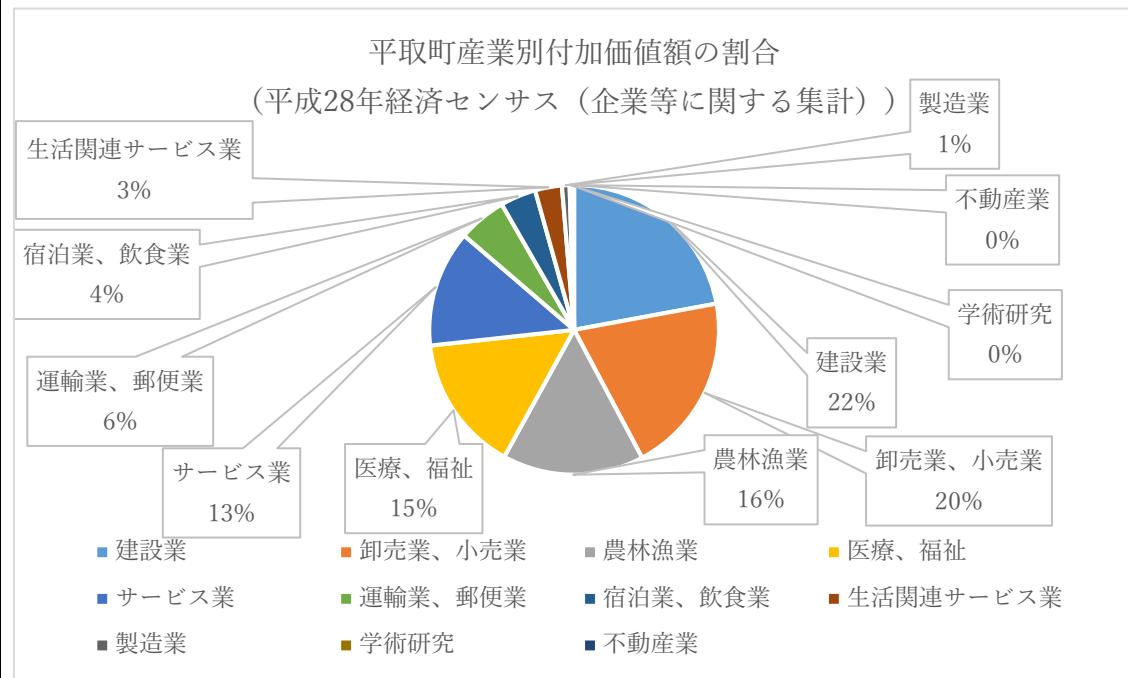
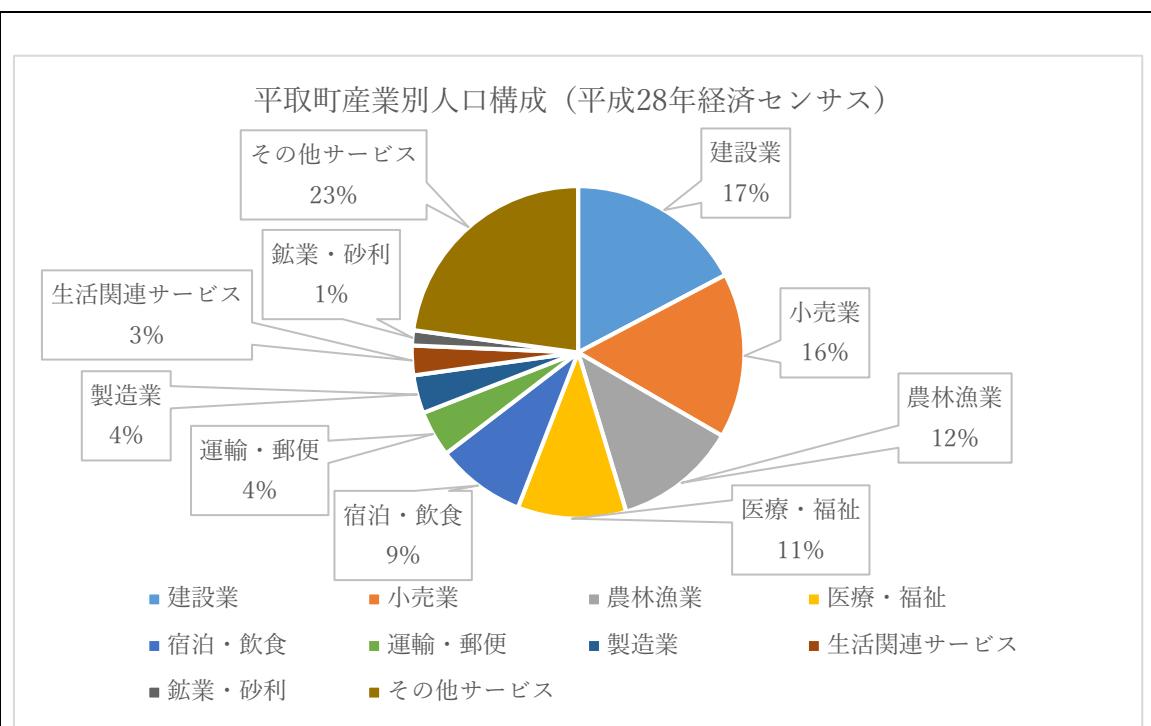
急激な人口減少による地域経済の疲弊や農畜産業の後継者不足による高齢化が顕著になっており、U I Jターンや都市部からの新規就農、第三者継承などに取り組んでいる。

次に第2次産業については、工業団地化がされておらず、町内各地に建設業や鉱業、製造業などが点在し、町内全体では製造品出荷額等は4.34億円となっており、49事業者、468人が従事している（平成28年経済センサスー活動調査）。

第3次産業は、商業年間商品販売額は55.51億円となっており、町内全体247事業者、1,474人が従事している（平成28年経済センサスー活動調査）。

北海道の中では比較的に温暖、少雪であることからこの地に先住し自然を敬い共生してきたアイヌの人々の生活文化や、先人達が共に築いた歴史・文化の継承に力を入れ、アイヌ工芸品の製造・販売にも取り組んできた。

今後は、農畜産業を基幹産業としつつ、観光業としても、近隣市町村とDMO（観光地域づくり法人）を組織しながら、アイヌ文化や農業体験などによる交流人口の拡大を図り、就業人口の拡大と定住を促進する。

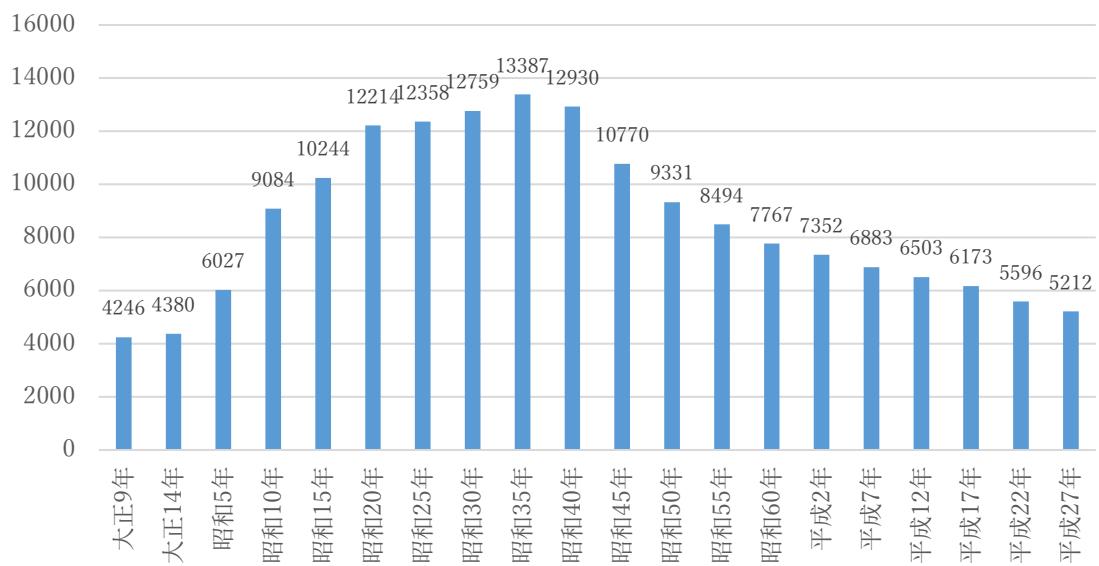


#### ④人口分布の状況

本町の国勢調査における人口の動向は、昭和 35 年の 13,387 人をピークとして減少に転じ、昭和 35 年から昭和 50 年までの 15 年間で 4,056 人 (30.3%) の大幅な減少となっている。これは、大正時代より開坑していた日東鉱山の昭和 35 年の閉山による人口流出、昭和 40 年代の高度経済成長政策、稲作の生産調整などにより第一次産業に従事しつつ雇用の機会を他に求めざるをえなかった者、あるいは就業の場のない学卒者などの第二次、第三次産

業を主産業とする都市への流出によるものである。また、昭和 50 年から平成 2 年までの 15 年間で 1,979 人 (21.2%)、平成 2 年から平成 17 年の 15 年間で 1,179 人 (16.0%) と減少は鈍化したが、平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間で 858 人 (13.9%) と大きく減少しており、今後もさらに減少傾向が続くものと推計され、雇用対策が急務である。

平取町人口推移（国勢調査1920～2015年）



## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

### （1）目指すべき地域の将来像の概略

当町の産業のうち、農畜産業は町内の基幹産業であり、「びらとりトマト」は近年では単一作物ではあるが年間 40 億円以上の売り上げを続けている。近年は農家世帯の高齢化が進み後継者対策も実施しているが、この傾向は今後も続いていると考えられる。その中で体験農業などの観光業との連携による高付加価値化も進められている。

現在、平取町二風谷地区において、国指定の重要有形民俗文化財を所蔵する平取町立二風谷アイヌ文化博物館を中心にアイヌ工芸の体験なども取り入れながら、交流人口の増加を目指している。平成 25 年には「二風谷イタ」、「二風谷アットウシ」が北海道では初めて伝統的工芸品に指定されたことを契機に、国内外からの関心が高まっており、アイヌ関連の商品開発が近年活発に取組まれている。

また、国全体における人口減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少の中で、当町においては、さらに過疎化の進行等により更なる人口減少が見込まれ、近年の売り手市場も相まって雇用の確保が課題となっていることから、地域経済牽引事業により事業者の安定的な運営と魅力を醸成し、経営環境の側面からの支援を行うことで、質の高い雇用の創出を狙う。

## (2) 経済的效果の目標

### 【経済的效果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	125 百万円	—

#### (算定根拠)

- 1 件あたり 45 百万円の付加価値額を生み出す地域経済牽引事業を 2 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.393 倍の波及効果を与え、促進区域で 125 百万円の付加価値を創出することを目指す。
- 125 百万円は、促進区域の全産業付加価値額 3,700 百万円（平成 28 年経済センサス－活動調査）の約 3.4% であり地域経済に対するインパクトが大きい。
- また KPI として、地域経済牽引事業の平均付加価値創出額、地域経済牽引事業の地域団体商標の登録数を設定する。

### 【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	125 百万円	—
地域団体商標登録数	0 件	2 件	—

## 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

### (1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的、又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性およびその活用戦略に沿った事業であること。

### (2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,458 万円（北海道の 1 事業所あたり平均付加価値額（平成 28 年経済センサス－活動調査）を上回ること。

### (3) 地域の事業者に対する相当の経済的效果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業により、促進区域内において、以下の効果が見込まれること。

促進区域に所在する事業者の売り上げが開始年度比で 7% 増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

#### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

##### （1）重点促進区域

本計画においては、重点促進区域は定めない。

#### 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

##### （1）地域の特性及びその活用戦略

【地域の特性】平取町のアイヌ文様及び伝統的技法で制作されるアイヌ工芸品等

【活用戦略】成長ものづくり

##### （2）選定の理由

【地域の特性】平取町のアイヌ文様及び伝統的技法で制作されるアイヌ工芸品等

【活用戦略】成長ものづくり

平取町内のアイヌ工芸品の製造・販売は、昭和39年に企業組合を設立、数名の個人事業者によって組織され、当時の北海道観光の土産物などを製造・販売してきた。

かつての北海道ブームの折りには、二風谷地区のアイヌ伝統工芸品を製作・販売する民芸店に多くの観光客が訪れていた。ところが、レジャーの多様化や移動手段の進歩など工芸品を取り巻く環境が変化したこともあり、次々と土産物店の閉店が相次ぎ、これに比例してアイヌ工芸家も減少の一途を辿ってきた。

この様な状況を踏まえ、平取町では、町立二風谷アイヌ文化博物館周辺における国的重要文化的景観保護推進事業（平成19年選定）やアイヌの伝統的生活空間（イオル）再生事業（平成20年度開始）などによって、伝統的家屋のチセ群や平取町アイヌ文化情報センターを整備し、アイヌ文化の里としての充実を図ってきた。

また、二風谷地区のアイヌ伝統工芸品は古くから製作され、海外博物館に展示される優秀作品も多く高い評価があり、生業に結びつく有望な職種であることから、伝統工芸品の産業化を目指して、職人の育成を進めてきた。

アイヌ工芸品の高付加価値商品化の取り組みとして、平成25年には工芸品二風谷イタ・二風谷アットウシについては、伝統的工芸品に指定されるなど評価をいただいている。企業組合から始まった組織は、現在、二風谷民芸組合に名前を変え、一時14名まで減った組合員も現在は36名まで増えてきている。

平成30年4月にアイヌ施策推進法が成立し、令和元年5月には同法が施行されたことを契機として、平取町内においてアイヌ文化の保存と継承に向けた取り組みが本格化し、アイヌ文化を構成する必要な要素として、アイヌ工芸やアイヌ文化特有の技法を用いた祭具などの、技術継承に向けた取り組みが本格化し始めたところである。

アイヌ文化の伝統工芸品の産業化を目指して、伝統工芸に現代のニーズを組み合わせた新商品の開発にも積極的に取り組んでいる。幅広いマーケットを有する首都圏や札幌圏に向けて、伝統工芸品等の新商品や既存商品に関するPR活動を行い、販路拡大に取り組んでいる。

このような状況の中で、アイヌ文化を継承していく中で必要不可欠な祭具等の制作技術

の継承、アイヌ工芸品の技能継承に向けた取り組みや、アイヌ文化全体の付加価値化のためのブランディング、アイヌ工芸品に係る権利の保護のために、地域団体商標による保護など権利取得を進めることが急務となってきた。

平取町に立地する企業のうち、製造業の付加価値額は平取町全体の産業の0.7%、就業者数は24名となっており、かかる付加価値を高めることで低調だった製造業の割合を高めることが目標である。

平取町は現在、伝統的工芸品指定の「二風谷イタ」「二風谷アットウシ」を含めたアイヌ工芸伝承の推進のために必要不可欠な伝統儀式、儀礼などのアイヌ文化全般の取組として実施している国の重要文化的景観保護推進事業（平成19年第1次選定）の第4次選定に向けた継続した調査として、アイヌの文化伝承に係る遺跡や景観などの保存と継承に向けて取り組んでいる。また、アイヌの伝統的生活空間（イオル）再生事業（平成20年度開始）では、文化継承に必要な有用植物の育成や狩猟などの精神文化の実践と記録を行うことでのデータ等の蓄積、さらに21世紀アイヌ文化伝承の森づくり事業（令和元年度開始：北海道森林管理局との協働）によるアイヌの生活文化に必要な自然素材の採取に関する持続可能な森づくりの実践などを継続的に行っていている。

これらの文化継承に必要な素材供給などの取組を実施しながら、平取アイヌ協会や平取アイヌ文化保存会、平取町二風谷アイヌ語教室の各種文化伝承事業への人材育成の支援や、伝承者育成事業・地域おこし協力隊などのメニューを活用し、他地域からアイヌ文化に関心のある者を取り入れ、地域の活性化を図っている。

アイヌ工芸については、制作に必要な木材などの製材機器等の整備やアイヌ工芸品のブランディングを行うことで、アイヌ文化・アイヌ工芸の認知度向上、アイヌ文様などの要素を取り入れた新商品開発、国内外の販路開拓を実施し、アイヌ文化継承・アイヌ工芸の拠点地域としてハード・ソフト両面から支援を行い、地域経済の活性化と稼ぐ力の増加を目指す。

#### （参考写真）

オヒヨウニレ植樹（二風谷アットウシ材料）



オヒヨウニレの皮剥ぎ



木彫（二風谷イタ）



木彫（二風谷イタ）



町立アイヌ文化博物館 外観



町立アイヌ文化博物館 内部展示



## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### （1）総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的、又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載している本促進区域の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。特に、事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策の活用等を図りながら本促進区域の強みを高めていく。

### （2）制度の整備に関する事項

#### ①平取町中小企業特別融資資金貸付事業

町内の商工事業者で一定の要件を満たす事業を実施する者に対して、利子補給を行う。

#### ②平取町中小企業経営改善融資資金貸付事業

町内の商工事業者で一定の要件を満たす事業を実施する者に対して、利子補給を行う。

#### ③平取町地場産業振興対策補助・融資事業

町内の商工事業者で一定の要件を満たす事業を実施する者に対して、補助・利子補給を行う。

④平取町起業化支援対策補助事業

町内で新たに起業する又は事業を拡張しようとする個人・法人を対象として、起業に要する経費の一部を補助する。

⑤一般社団法人の地域団体商標の登録主体追加事業

アイヌ文化全体の付加価値化のためのブランディング、アイヌ工芸品に係る権利の保護のため、一般社団法人に対する地域団体商標の登録主体追加を行う。

⑥地域団体商標の登録に係る支援

地域団体商標の出願に関し、地域団体商標の登録を受ける際の支援を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

町内立地事業者の事業内容・製品等の特徴やアピールポイント等に関する情報を収集し、取りまとめるとともに、インターネットによる公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

平取町観光商工課内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置し対応する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内外関係部局と連携して対応していくものとする。

②事業者団体との意見交換

立地事業者で構成する団体等と定期的な意見交換等を行い、事業者のニーズ把握や事業環境整備に関する提案等に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

立地事業者フォローアップ事業の展開

立地事業者への定期的な訪問活動やアンケート調査などにより、立地事業者の現状やニーズ把握に努め、企業にとって有益な対応を実施・検討する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和3年度	令和4~7年度	令和8年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>			
①平取町中小企業特別融資資金貸付事業	募集・運用	募集・運用	募集・運用

②平取町中小企業 経営改善融資資金 貸付事業	募集・運用	募集・運用	募集・運用
③平取町地場産業 振興対策補助・融資 事業	募集・運用	募集・運用	募集・運用
④平取町起業化支 援対策補助事業	募集・運用	募集・運用	募集・運用
⑤一般社団法人の 地域団体商標の登 録主体追加事業	出願準備・出願	出願・審査・登録	運用
⑥地域団体商標の 登録に係る支援	出願準備・出願	出願・審査・登録	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
町内立地事業者の 事業内容及び製品 データ公開	立地事業者から情 報収集（随時）	データ作成・公開・運 用・データ時点修正	運用・データ時点修 正
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	基本計画の同意に 合わせた相談窓口 の設置・運用	運用	運用
②事業所団体等と の意見交換	年1回程度実施	年1回程度実施	年1回程度実施
【その他】			
立地企業者フォロ ーアップ事業の展 開	訪問・アンケート調 査（随時）	訪問・アンケート調 査（随時）	訪問・アンケート調 査（随時）

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### （1）支援の事業の方向性

地域経済牽引支援機関が行う事業の促進に当たっては、地域の事業者団体である平取町商工会や地域の金融機関と連携し、人材育成、研究開発、事業者間交流など支援の効果を最大限発揮する必要があるため、各種支援の展開に努める。

### （2）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ① 平取町商工会

アイヌ工芸家をはじめとする人材育成等に関する研修を実施するとともに、地場産業との交流・連携、事業者間の交流・連携を促進するため、アイヌ工芸家と観光客、工芸家を志望する者などとの相互交流の機会の設定・強化を図り、新たなビジネス創出を支援する。

### ② 二風谷民芸組合

二風谷の職人たちを中心に組織された任意団体。二風谷イタ、二風谷アットウシをはじめとするアイヌ工芸の継承や、現代のライフスタイルを取り入れた商品の開発を行う。

### ③ 一般社団法人ウレシパ

これから工芸家を志望する人が技術を学び、観光や町民の人が気軽に工芸を体験できる施設であるアイヌ工芸伝承館ウレシパの運営を行う。

また、二風谷イタ、二風谷アットウシをはじめとするアイヌ工芸品の販売主体となる。

施設の運営やアイヌ工芸品の販売を通じ、二風谷イタ、二風谷アットウシをはじめとするアイヌ工芸の継承やアイヌ工芸品の生産性の向上及びアイヌ伝統工芸の継承と担い手の育成を行う。

伝統的工芸品として指定されている「二風谷イタ」、「二風谷アットウシ」について、地域団体商標を取得し、アイヌ文化全体の付加価値化のためのブランディングおよび、アイヌ工芸品に係る権利の保護を図る。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### （1）環境の保全

地域経済牽引事業の活動や新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えることなく、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けて十分に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や再生可能エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

### （2）安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、事業者の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、事業所付近、特に頻繁に車両が出入する場所や交差点にミラーの配置、警備員の配置等を求めていく。

### （3）その他

P D C A体制については、毎年4月に平取町商工会と協議する場を設け、本計画と承認地域経済牽引事業計画の実施状況を取りまとめ、効果の検証および見直しを行う。

**9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項**

本計画では土地利用の調整を行わない。

**10 計画期間**

本計画の計画期間は計画同意の日から令和8年度末日とする。